

子どもと子育て家庭のための「手当」の 見直しについて

【担当省庁】厚生労働省

平成 24 年度以降の子どもに対する手当については、すべての子どもと子育て家庭の最善の利益に資する安定した制度とするため、次のとおり提案します。

京都府からの提言・要望

今回示された平成 24 年度以降の新たな子どもに対する手当に係る厚生労働省の提案は、地方に裁量の余地がない現金給付に関する地方負担を一方向的に拡大しようとするものであり、また、地方固有の財源である住民税の増収分等の使途を子どもに対する手当に限定するもので、到底受け入れられるものではない。

これまで、政府は「いずれ地方負担をなくす」という方針を示してきたにもかかわらず、今回、地方負担を倍増することは許されるものではなく、早急に「国と地方の協議の場」を開き、その中で出された地方の意見を十分に踏まえて、真に子どもと子育て家庭の利益につながるよう、全額国費負担による制度を構築すること。

京都府の現状・課題等

- ◆ 厚生労働省の平成 24 年度以降の新たな子どもに対する手当の費用負担に関する案（11月8日公表）
 - ・ 総額 2.2 兆円超の財源のうち、事業主が現行と同額の 1,700 億円程度を拠出し、残りを国と地方が折半する。
 - ・ 地方の負担は、9,800 億円（現行 4,300 億円）と倍増する。
 - ・ 住民税の年少扶養控除廃止に伴う地方の増収分の大半の使途は、新たな子どもに対する手当に限定される。

◆ 平成 23 年度 10 月以降の支給額及び負担割合

支給対象児童		月額	国	都道府県	市町村
0～3歳未満	被用者	15,000	13/15	1/15	1/15
	非被用者		5/9	2/9	2/9
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	15,000	5/9	2/9	2/9
中学生		10,000	10/10	—	—

◆ 3 党合意の課題

- ▷ 平成 22 年度税制改正の年少扶養控除の廃止に伴う措置が未確定であり、実質的に減収となる世帯が発生する可能性がある。
- ▷ 平成 23 年度 10 月以降の子ども手当で導入された手当からの保育料等の徴収は、平成 24 年度以降の取扱いが未確定であり、利用が進んでいない。
- ▷ 支給額の見直し、所得制限の導入により、システム改修等、市町村の事務負担の増大が見込まれる。

【京都府の担当部局】

健康福祉部 こども未来課 075-414-4580